

大泉町移住支援金の支給について

大泉町移住支援金の支給目的、内容、支給手続等は、次のとおりです。

1 支給目的

東京圏（条件不利地域を除きます。）からの移住者に対して移住支援金を支給することで、本町への移住の促進及び地域の活性化に資する人材の確保を図ることを目的とします。

2 内容

支給対象者	<p>次の1から5のいずれにも該当する者とします。</p> <p>1 移住元について</p> <p>(1) 本町に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏（条件不利地域を除きます。）内に在住し、東京23区内に通勤していたこと（雇用者として通勤していた場合にあっては、被保険者（雇用保険法に規定する被保険者をいいます。以下同じ。）として通勤していた場合に限ります。以下同じ）。</p> <p>(2) 本町に転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏（条件不利地域を除きます。）内に在住し、東京23区内に通勤していたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、本町に転入する3か月前までを当該1年の起算点とすることができます。）。</p> <p>※ 東京圏（条件不利地域を除きます。）内に在住しつつ、東京23区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等をいいます。）に通学し、東京23区内の企業等に就職した者については、通学期間も(1)及び(2)の対象期間とすることができます。</p> <p>2 移住先について</p> <p>(1) 平成31年4月26日以後（上記の大学等に通学し、就職した者及び次の3(2)から(4)までのいずれかの要件を満たす場合は令和3年4月1日以後）に本町に転入したこと。</p> <p>(2) 本申請の日から5年以上、継続して本町に居住する意思を有していること。</p> <p>3 地域の担い手として、次の(1)から(5)までのいずれかの要件に該当すること。</p> <p>(1) 就職に関する要件（一般の場合）</p> <p>ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域であること。</p>
-------	--

イ 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象となる企業等を掲載するウェブサイト（以下「マッチングサイト」といいます。）に求人を掲載している企業であること。

ウ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてイの求人を行った法人に就業し、本申請時において連續して3か月以上在職していること。

オ 求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

カ 当該法人に、本申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 就職に関する要件（専門人材の場合）

ア 内閣地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住し、就業すること。

イ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域であること。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、本申請時において連續して3か月以上在職していること。

エ 当該就業先において、本申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

カ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。

(4) 関係人口に関する要件

ア 本申請日において49歳以下であること。

イ 本町へのふるさと納税の寄附実績があること。

ウ 本町への転入に伴い、町内に住宅（新築、建売及び中古住宅をいいます。）を取得していること。

エ ア～ウについて証明する書類を用意できること。

(5) 起業に関し、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して群馬県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」といいます。）に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

4 その他の要件について

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）でないこと。
- (2) 暴力団員（同法に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）でないこと。
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
- (9) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
- (10) その他群馬県知事及び町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

5 申請者以外に他の世帯員（胎児を含みます。以下同じ。）がいる場合について

- (1) 申請者を含む全ての世帯員が、従前の住所において同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む全ての世帯員が、本申請時において同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む全ての世帯員が、いずれも平成31年4月26日以後（東京23区内の大学等に通学し、就職した者及び3(2)から(4)までいずれかの要件を満たす場合は令和3年4月1日以後、18歳未満の世帯員の加算は令和4年4月1日以後）に本町に転入したこと。
- (4) 申請者を含む全ての世帯員が、いずれも本申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (5) 申請者を含む全ての世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※ 「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域をいいます。

※ 「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法又は小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除きます。）をいいます。

※ 胎児がいることの確認は、母子健康手帳等にて行います。

支給金額	<p>1 支給対象者の属する世帯に他の世帯員がいる場合 100万円</p> <p>2 支給対象者が単身の場合 60万円</p> <p>※ 上記1の場合であって、本町に転入した年度の4月1日において18歳未満であり、かつ、本申請の属する年度において18歳になる年以下である者（胎児を含みます。）を帶同して転入したときは、当該者1人につき30万円を加算して支給します。ただし、当該18歳未満の者が支給対象者の配偶者である場合を除きます。</p>
------	--

3 支給手続

仮申請の方法	<p>「支給対象者」のうち、3(1)又は(2)の要件を満たす者は移住先の対象法人等での採用後、3(3)又は(4)の要件を満たす者は本町に転入後、3(5)の要件を満たす者は起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた後、移住支援金支給申請書（仮申請用）（様式第1号）に次の書類を添えて、申請してください。</p> <p>1 移住元の住民票の除票の写し等移住元での在住地を確認することができる書類</p> <p>2 「支給対象者」の1で定める東京23区内への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする雇用者の場合 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等移住元での在勤地、在勤期間及び被保険者であったことを確認することができる書類</p> <p>3 「支給対象者」の1で定める東京23区内への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主の場合</p> <p>(1) 開業届出済証明書等移住元での在勤地を確認することができる書類</p> <p>(2) 個人事業等の納税証明書等移住元での在勤期間を確認することができる書類</p> <p>4 東京23区内の大学等に通学し、就職した者の場合 大学等の卒業証明書や在学期間証明書等東京23区内の大学等に在籍していたことが確認できる書類</p> <p>5 「支給対象者」のうち、3(1)の要件を満たす者の場合 移住支援金支給に係る就業証明書（一般）（仮申請用）（様式第2号）</p> <p>6 「支給対象者」のうち、3(2)の要件を満たす者の場合 移住支援金支給に係る就業証明書（専門人材）（仮申請用）（様式第3号）</p> <p>7 「支給対象者」のうち、3(3)の要件を満たす者の場合 移住支援金支給に係る就業証明書（テレワーク）（仮申請用）（様式第4号）</p>
--------	---

	<p>8 「支給対象者」のうち、3(4)の要件を満たす者の場合 移住支援金の関係人口要件に係る認定申請書（仮申請用） (様式第5号)</p> <p>9 「支給対象者」のうち、3(5)の要件を満たす者の場合 起業支援金の交付決定通知書</p> <p>※ 上記のほか、2人以上の世帯の場合は、その要件に該当することを確認することができる書類を提出してください。</p> <p>※ 仮申請に当たり、必要に応じて申請者本人の写真付身分証明書の提示を求めることができます。</p>
仮申請結果の通知	提出された申請書類の審査を行い、「本申請の方法」の申請時期以外の要件の可否を判断し、仮申請審査結果通知書（様式第6号）により通知します。
本申請の方法	<p>移住支援金の要件を満たすと判断された者は、本町への転入後3か月以上1年以内（「支給対象者」のうち、3(1)又は(2)の要件を満たす者については、就業からも3か月経過後）に移住支援金支給申請書（本申請用）（様式第7号）に次の書類を添えて、申請してください。</p> <p>1 預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び口座名義人の氏名が分かるものに限ります。）</p> <p>2 移住支援金支給に係る就業証明書（一般・専門人材）（本申請用）（様式第8号）</p> <p>※ 「支給対象者」のうち、3(1)又は(2)の要件を満たす者に限ります。</p> <p>3 移住支援金支給に係る就業証明書（テレワーク）（本申請用）（様式第9号）</p> <p>※ 「支給対象者」のうち、3(3)の要件を満たす者に限ります。</p> <p>※ 本申請に当たり、必要に応じて申請者本人の写真付身分証明書の提示を求めることができます。</p>
支給決定の時期等	支給対象者の要件に該当すると認めるときは、大泉町移住支援事業に係る移住支援金の支給決定通知書（様式第10号）を通知し、移住支援金を支給します。
支援金の返還	<p>移住支援金の支給を受けた者が次の要件に該当する場合は、移住支援金の返還を請求するものとします。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、町長が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>1 移住支援金の全額の返還を求める場合 (1) 虚偽の申請等をした場合</p>

- | | |
|--|--|
| | <p>(2) 本申請の日から 3 年未満の期間内に本町から転出した場合</p> <p>(3) 本申請の日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（「支給対象者」のうち、(1) 又は(2) の要件を満たして移住支援金を受給した者に限ります。）</p> <p>(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合</p> <p>2 移住支援金の半額の返還を求める場合
本申請の日から 3 年以上 5 年以内に本町から転出した場合</p> |
|--|--|

4 各種様式

申請書等の様式	<p>1 移住支援金支給申請書（仮申請用）（様式第 1 号）</p> <p>2 移住支援金支給に係る就業証明書（一般）（仮申請用）（様式第 2 号）</p> <p>3 移住支援金支給に係る就業証明書（専門人材）（仮申請用）（様式第 3 号）</p> <p>4 移住支援金支給に係る就業証明書（テレワーク）（仮申請用）（様式第 4 号）</p> <p>5 移住支援金の関係人口要件に係る認定申請書（仮申請用）（様式第 5 号）</p> <p>6 仮申請審査結果通知書（様式第 6 号）</p> <p>7 移住支援金支給申請書（本申請用）（様式第 7 号）</p> <p>8 移住支援金支給に係る就業証明書（一般・専門人材）（本申請用）（様式第 8 号）</p> <p>9 移住支援金支給に係る就業証明書（テレワーク）（本申請用）（様式第 9 号）</p> <p>10 大泉町移住支援事業に係る移住支援金の支給決定通知書（様式第 10 号）</p>
---------	--

5 事業期間

期間	令和 4 年 4 月 1 日から
----	------------------

6 担当部署

大泉町企画戦略課 電話 0276（63）3111
